

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和8年1月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名
2. 出 席 委 員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 竹田 壮芳 3番 安達 芳紀
4番 佐藤 文好 7番 錦 礼子 8番 菊地 直子
9番 山岸 誠 10番 倉田 健三 11番 村越 竜仁
12番 朝倉 善則 14番 渡沢 寿
3. 欠 席 委 員 3名にしてその氏名は次のとおり
5番 松田 繁徳 6番 浅野 厚司 13番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局 長 補佐 小川 正樹
同 上 農地 係 長 嶋貫 信一郎
5. 付 議 事 件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第1号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 確第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について
日程第7 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議第3号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
日程第10 議第4号 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出に対する同意について

6. 会 議 の 要 領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和8年1月19日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、11名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、5番 松田繁徳委員と6番 浅野厚司委員、13番黒澤ちよ子委員の3名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により、議長が指名いたします。

11番 村越竜仁委員 12番 朝倉善則委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 11番 村越 竜仁委員
12番 朝倉 善則委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第1号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第1号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

最初に3ページですが、南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営する方の認定の場合は広域認定となり、県の認定となるため、山形県から南陽市長に対し、令和8年1月1日付けで1件を認定農業者として認定した旨の通知がありました。それを受けて、2ページの令和8年1月5日付け農第1228号で、南陽市長から本委員会に対し、認定農業者として認定した旨の報告があったものです。さらに、5ページですが、令和8年1月14日付け農第1275号で南陽市長から本委員会に対し、令和8年3月1日付けで3件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、併せてご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第5　報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページになります。

1番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　外7筆の畑　合計1,339.76㎡を契約者の協議により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　外2筆の田　合計2,610㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　畑　4,225㎡を耕作地整理のため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声が有りますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第6　確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、確第1号について、ご説明申し上げます。議案書は7ページになります。

　農地法4条例外は、200㎡未満の農業施設については、転用の許可を要しない規定となっており、建築に際して、届出をいただき確認しているものです。

　1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲畑 29㎡について農機具格納庫を建築するため確認の願出があったものです。なお29㎡の他に、隣接する原野の土地についても一緒に農業用施設を建築予定ということです。

　以上です。

議長（高橋会長） 　ここで、現地調査について、2番 竹田壮芳委員より、報告をお願いします。

2番 竹田壮芳委員 　1月19日に、私と錦礼子委員、山内事務局長、嶋貫係長の4名で4条例外1件の現地確認を行いました。

　この案件につきましては申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 　これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり確認することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　願出のとおり確認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、願出のとおり確認することに決しました。

議長（高橋会長） 　次に、日程第7 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定1件の計3件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第1号について、ご説明申し上げます。議案書は8ページと9ページになります。

はじめに、8ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外10筆の田が8,636㎡、畑が1,457㎡、合計10,093㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 992㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、9ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆の畑 合計6,669㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

1番の現地調査について、本日欠席ですが、5番 松田繁徳委員から調査いただいておりますので、事務局から報告をお願いします。

嶋貫農地係長

松田委員から連絡を頂戴しまして、申請地は耕作されていることを確認したとご報告をいただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、本日欠席ですが、6番 浅野厚司委員から調査いただいておりますので、事務局から報告をお願いします。

嶋貫農地係長

浅野委員からも連絡を頂戴しておりまして、ご自分が耕作されている田んぼの隣の土地であり、耕作されていることを常に確認しているとご報告をいただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、11番 村越竜仁委員から報告をお願いします。

11番
村越竜仁委員 本日現地調査をしてまいりました。
申請地は全て耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は10ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんが
所有する、▲▲字▲▲ 田 389㎡を、所有権移転し、宅地分譲す
るため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、
許可要件を満たすと考えます。

なお、議案書発送前の現地確認の際、担当委員の方より指摘事項が
ありましたので、事務局にて対応予定です。指摘事項については、こ
のあと現地報告時にご報告いただきます。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、2番 竹田壮芳委員より、報告をお願
いします。

2番
竹田壮芳委員

1月19日に、私と錦礼子委員、山内事務局長、嶋貫係長の4名で
5条1件の現地確認を行いました。

この案件については、雪で地面が見えなかったため、雪がない時期
の写真で確認したところ、一部に盛土がされていました。雪を掘って
みたところ砂利は敷かれていなかったため、事前着工とまでは言えな
い状況でしたが、単に土を入れる場合は事前に申請するように事務局
から指導してもらいます。

その他の申請内容については申請通りであったことをご報告いた
します。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相
当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付する
ことに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第9 議第3号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に
対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第3号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年1月15日付け農第1294号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃借権設定20件、賃借権移転14件、所有権移転2件、計36件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第3号について、ご説明を申し上げます。議案書は11ページから22ページまでとなっております。13ページをお開きください。賃借権設定となります。

1番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」外1筆の合計4,037㎡を、▲▲の■■■■さんへ、また▲▲字▲▲の「田」外2筆の合計3,053㎡を、■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.4.1からR13.3.31まで、賃料収受回数は5回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

以下、13ページの2番から15ページの20番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を設定するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、16ページをご覧ください。賃借権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」2,019㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間はR8.4.1～R8.10.31まで、賃料支払回数は0回と記載ありますが、1回の間違いでした。大変申し訳ありませんでした。訂正をお願いします。賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。

以下、16ページの2番から21ページの14番までも同様に、賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を移転するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、22ページをご覧ください。所有権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」外1筆の合計12,107㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ所有権を移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以下、22ページの2番も同様に、「所有権の移転をする者」から中間管理機構を介して、「所有権の移転を受ける者」に所有権を移転するものになります。

小川事務局長補佐

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

以上でございます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案について質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

12番（朝倉善則委員） 1番の案件について、賃借料が7,000円代で設定されているのは条件が悪いからですか。

嶋貫農地係長 この案件については、以前契約があった5年契約が満了しまして再契約の申請になっています。
前回契約の時に耕作放棄されていて作付けできない状況だったので、6,000円代の金額で契約されていました。この度契約が満了して、ある程度作付けできる状態までやっと回復したので、それに伴って若干値上げはしたものの、少し地盤が緩い所と、元々荒れていたもので雑草が出やすいということもあると受人から申し出があったものです。地主さんからはもう少し高い金額でという要望もあったのですが、事務局で調整させていただいてこの金額にまとまったという経過があります。

12番（朝倉善則委員） 分かりました。

議長（高橋会長） 2番の案件について、▲▲の「法定相続人代表」とあります。本人が亡くなって、相続することになったのだと思いますが、代表というのはどういうことでしょうか。この方が相続するのではないのですか。

嶋貫農地係長 法定相続人の代表というところですが、この土地は、■■■■さんのお父さんが登記上の所有者になっておられて、まだ相続登記が未了の土地になっています。

■■■■さんのお父さんから見ると、奥様とお子さんが法定相続人になりますが、相続人のうち、二分の一以上の持分の方から同意があれば賃貸借契約が可能ですので、その法定相続人の代表として、娘さんから申請がありまして今回契約に至ったものです。

未登記ではありますが、持分半分以上からの同意を得て通常の契約ができるという規定に則って申請を受け、まだ相続人が確定していないので「法定相続人代表」と表記をさせていただいているものです。

議長（高橋会長） 分かりました。
他に質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10議第4号「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出に対する同意について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第4号「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出に対する同意について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和8年1月14日付けで、沖郷地区担当の鈴木雄一農地利用最適化推進委員より、1月31日をもって辞任いたしたい旨の届出が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第23条により、正当な理由があるときは委員会の同意を得て辞任することができることとされていることから、本委員会の同意をいただきたく提案するものであります。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

議長（高橋会長） 私からひとつ。差し支えなければ、正当な理由というのは何でしょうか。

山内事務局長 痛みのある膝を手術して治療に専念されること、またそのことによってしばらく動けないかもしれない、皆さんにご迷惑をかけるので、とお伺いしております。

議長（高橋会長） 分かりました。
その他質疑意見はございませんか。

12番
（朝倉善則委員） 辞任した場合、次の方は募集するのですか。欠員のままでしょうか。

山内事務局長

2月1日号の市報で周知して、1か月間募集します。とはいえ、最適化推進委員は地区を担当するので、沖郷地区から出ていただくのが理想的です。雄一さんには、地区の重鎮の方に相談をしていただきたい旨をお話しておりますが、なんとか地区の方から次の方が決まればと考えています。

応募があれば評価委員会にかけて、皆さんからの評価を経て決定しますので、次の方は4月1日から推進委員になっていただく段取りで進めております。

以上です。

議長（高橋会長）

他に質疑意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、同意することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

全員と認めます。

よって、本案は、辞任について同意することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和8年1月19日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時）